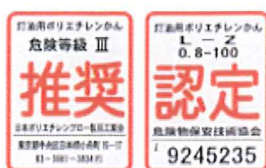


適正な容器による危険物の運搬・貯蔵・取扱い(販売)について

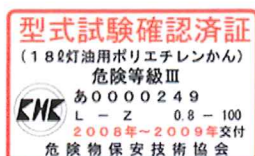
●ガソリン・灯油・軽油は消防法上の「危険物」に該当します

Q1) 灯油を運搬・貯蔵・取扱う場合には、どのような運搬容器を使用すればよいですか。

A1) 灯油用の容器には危険物保安技術協会等の落下試験、気密試験、内圧試験、積み重ね試験による性能試験をクリアした「試験確認済証」「認定・推奨品」などの表示がされています。現在のところ、灯油用ポリタンク容器は自社試験による性能をクリアした製品は販売されていませんので、「試験確認済証」「認定・推奨品」表示がされている容器を使用してください。



灯油専用



ガソリン
軽油



Q2) ガソリンを運搬・貯蔵・取扱う場合には、どのような運搬容器を使用すればよいですか。

A2) ガソリン用の容器は性能試験をクリアした金属製容器しか販売されていませんので、金属製の容器を使用し運搬・貯蔵・取扱いするようにしてください。

※ガソリン用の金属管であれば、「軽油用」「灯油用」として使用しても差し支えありませんが、油種表示を明確にして機器等への入れ間違いには十分注意してください。

ガソリン用



軽油用



灯油用



Q3) 軽油を運搬・貯蔵・取扱う場合には、どのような運搬容器を使用すればよいですか。

A3) 現在、軽油用として自主(自社独自)検査による消防法に定める適合性能試験をクリアし販売されているポリタンク容器があります。

販売されている**軽油ポリタンクは緑色**で、タンク表面には「軽油用」と表示され、キャップなどにも「軽油」と表示されています。

灯油用ポリタンクのように公的機関の性能試験はされていないので「試験確認済証」「認定・推奨品」などの表示はありませんが、独自の消防法適合シールとPL保険シール、製造番号シールが個々に貼られています。

当組合では、この容器を使用する場合のみ「軽油」のポリタンクによる運搬・貯蔵・取扱いを認めることとなりました。

また、この基準は士別地方消防事務組合で定めたものであり、全国の消防本部が統一の基準で運用しているわけではありませんので、他市町村では当該容器であっても注油を断られる場合がありますのでご注意ください。

当然ですが、「軽油用」の容器となりますので、当該容器に軽油以外の「灯油」や「ガソリン」を注油し貯蔵・取り扱うことはできません。



← 軽油専用



【共通事項】

危険物はそれぞれの性能に応じた容器がありますので、必ず所定の容器を使用してください。

また、**車両に容器を積載したままの注油行為は禁止**されています。必ず車両から降りて注油スペースにて注油をしてください。

※セルフスタンドでは、灯油の注油はユーザが行うことができますが、**軽油・ガソリンの容器注入は従業員に限られています**ので注意してください。

本件に関する問い合わせは下記まで

士別地方消防事務組合	消防本部	TEL 23-4709
	消防署	TEL 23-2619
	消防署和寒支署	TEL 32-2119
	消防署剣淵支署	TEL 34-2132
	消防署朝日支所	TEL 28-3011